業務名:野田きゅう舎走路砂流出抑制施設工事設計業務

業務箇所: さいたま市緑区上野田696番地

特 記 仕 様 書

## 1. 共通事項

# 第1章 総則

## 第1条 目的

(1)野田きゅう舎では、133,233㎡の敷地内にて約500頭を超える競走馬の 調教を行なっている。本業務では、走路砂が雨水とともに敷地外へ流 出することを抑制する施設の設計するものである。

## 第2条 業務内容

## 測量業務

- (1) 4級基準点測量
- (2)条件点の観測(設計業務に必要な単点、X・Y・Z値を観測する)
- (3) 仮BM設置測量
- (4) 横断測量(5本)
- (5) 現地測量(縮尺1/250)
- (6) 打合せ(2回、初回・成果品納品時)

## 設計業務

- (7) 沈砂施設基本事項及び流量計算
- (8) 沈砂施設詳細設計
- (9) 打合せ(3回、初回・中間・成果品納品時)

## 第3条 資料の貸与

- (1) 以下の資料は貸与するものとする。
  - ・H31埼玉県浦和競馬組合野田きゅう舎測量・調査業務

#### 第4条 電子納品

(1) 本業務は埼玉県電子納品対象業務とする。電子成果品は「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づき作成すること。

## 第5条 その他

- (1) 受注者は、監督員の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に 基づいて資料を作成するものとする。
- (2) 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲等について監督員と連絡を とり、かつ十分に打合せを行って業務の目的を達成すること。
- (3) 受注者は、進捗状況に応じて業務の区分毎に監督員に中間報告を行い、

業務処理の手法等の変更が発生した場合は、その都度了解を得ること。

- (4) 準備および後片付けとして、資機材の準備・保管、調査地点の整地・ 後片付け、位置出し測量等は受注者の責任において行う。
- (5) 施設内での業務中は、業務中であることがはっきりわかるようにし、 周囲の安全に充分な注意を払うこと。
- (6) 営業時間中における大きな音の出る調査等の業務については、監督員の承諾を受けた上で行うこと。
- (7) 特記仕様書に定めるもの以外については、監督員と協議の上決定するものとする。